諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和5年6月22日(令和5年(行情)諮問第529号)

答申日:令和6年3月22日(令和5年度(行情)答申第786号)

事件名:行政文書ファイル「平成28年度 宿舎申請書」につづられた文書の

一部開示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書108(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その全部又は一部を開示した各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月25日付け防官文第1232号及び令和4年3月25日付け同第5171号により防衛大臣 (以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定及び一部開示決定(以下,順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)について、原処分の取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

# (1) 原処分1関係

ア 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が特定されていないので、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決 定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」を求めるものである。

### (2) 原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を 申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものであ る。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の 範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24 頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明 確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が 求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので,文書の特定に漏れがないか,念の ため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-R選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当 する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年12月25日付け防官文第12322号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和4年3月25日付け防官文第5171号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書108について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分(原処分1及び原処分2)に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月及び約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、 本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を 保有していない。
- (2)審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (3)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が 生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象 文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象 文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部 分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4)審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (5)審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6)審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、 法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらない。
- (7)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月7日 審議

- ④ 令和6年2月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月15日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分 庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一 部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処 分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、文書14の 8枚目にマスキングされた部分があるが、当該部分は、諮問書に添付され た原処分2の行政文書開示決定通知書(写し)記載の不開示部分に含まれ ていないから、不開示情報該当性の審査対象にしない。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。
  - ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成28年度 宿舎申請書」につづられている文書(行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度:2016年度、大分類:宿舎、中分類:宿舎管理、名称(小分類):平成28年度宿舎申請書)である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3(1)において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。
  - イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書 108 (本件対象文書) が管理されていることを確認し、その他につ づられている文書はなかった。
  - ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画 室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、 本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認する ことはできなかった。

# (2) 検討

ア 上記(1)アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov(電子政府の総合窓口)の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に

「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1)アの説明に符合することが認められる。上記(1)ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題がある ものとは認められない。

- イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保 有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、 他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認めら れない。
- ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書を保有しているとは認められない。
- 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について,諮問庁は,上記第3の2のと おり(別表のとおり)説明するので,当審査会において本件対象文書を見 分したところにより,以下検討する。

- (1) 別表番号1に掲げる不開示部分について
  - ア 標記不開示部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等を する防衛省・自衛隊の職員の氏名, 印影, 性別, 生年月日, 所属部署, 職名,職務の級,発令事項,勤務年数,認識番号,号俸,電話番号等 の連絡先、当該宿舎の貸与を受ける前の住所、退去後の住所、入居希 望日, 入居日及び退去日, 緊急時等の連絡先として記載されている者 の氏名, 住所, 電話番号及び勤務先, 当該宿舎の名称, 所在地, 戸番, 棟番号コード, 戸番コード, 宿舎棟戸番, 構造・規格, 面積, 図面, 間取り、建築年月日、該当類型、入居の可否、入居期限、入居可能日、 入居予定日,退去予定日,配分の可否,調整結果,宿舎配分日,宿舎 貸与承認日及び居住区分等並びに自動車の保管場所等のほか、自宅保 有又は取得予定の有無、世帯・独身の別、当該職員の家族構成等に関 する情報,納入告知書に関する情報,国庫歳入金払戻請求に関する情 報,模様替・仮設物設置申請に関する情報,当該宿舎の明渡猶予に関 する情報,各種証明書等の写しの内容,当該職員が支払う月額等使用 料等及び退去時等の損害賠償金額、当該宿舎の損害賠償金に係る軽減 措置の期間及び理由、宿舎被貸与者変更理由、入居者の氏名変更に関 する情報、当該宿舎の貸与を受ける理由又は退去及び未入居の理由等 並びに宿舎管理人の氏名、休養日及び印影が文書ごとに一体として記 載されていると認められる。
  - イ これを検討するに、当該不開示部分は、特定の公務員宿舎の貸与を 受け又は退去等をする職員及び宿舎管理人並びに緊急連絡先に記載さ れている者等ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人

に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認 められる。

このうち、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員及 び緊急時等の連絡先として記載されている者等に係る部分について は、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、宿舎管理人に係る部分について、当審査会事務局職員をして 諮問庁に確認させたところ、公務員宿舎の管理業務は、宿舎に居住 する住人に個別に委託しているものであり、公務員の職務遂行情報 ではないとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められない ことからすれば、当該部分は、法5条1号ただし書ハに該当せず、 同号ただし書イ及び口に該当する事情も認められない。

そして、標記不開示部分は、いずれも個人識別部分であるから、法 6条2項による部分開示の余地はない。

- ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (2) 別表番号2に掲げる不開示部分について
  - ア 標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者 並びに関係省庁の職員の氏名及び個人の印影等が記載されていると認 められる。
  - イ 標記不開示部分を不開示とする理由について,当審査会事務局職員 をして更に確認させたところ,諮問庁は,おおむね以下のとおり補足 して説明する。

当該不開示部分については、これらを公にすると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

- ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (3) 別表番号3に掲げる不開示部分について 標記不開示部分には,防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号, FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

## (4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舎(国家公務員宿舎法施行令9条2号該当)を貸与する職員に指定しようとする職員等の氏名、職名、職務の内容、指定員数、宿舎区分、入居日、協議成立年月日、当該宿舎の名称、戸番等及び当該宿舎を貸与する職員を指定しようとする具体的かつ詳細な理由等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、 自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂 行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号4の 「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は,当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

### (第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

### 別紙

1 (本件請求文書)

管理簿 新管理簿

作成・取得年度等 2016年度

府省名 防衛省本省

大分類 宿舎

中分類 宿舎管理

名称(小分類) 平成28年度 宿舎申請書

## 2 (本件対象文書)

文書1 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第8812号。28. 4.26) (案文の1枚目のみ。)

文書2 貸与希望宿舎一覧の送付について(平成29年14日)他3件

文書3 入居決定宿舎一覧及び入居予定のない宿舎一覧の送付について (平成29年1月23日)

文書4 貸与希望宿舎一覧の送付について(平成29年2月2日)他1件

文書 5 入居決定宿舎一覧及び入居予定のない宿舎一覧の送付について (平成 2 9 年 2 月 2 4 日)

文書6 貸与希望宿舎一覧の送付について(平成29年3月3日)他3件

文書7 貸与希望宿舎一覧の送付について(平成29年4月5日)他2件

文書8 合同宿舎の貸与について(平成28年4月18日)

文書9 合同宿舎の貸与について(平成28年5月2日)

文書10 宿舎貸与申請書(平成28年5月9日)

文書11 合同宿舎の貸与について(平成28年5月12日)

文書12 宿舎貸与申請書(平成28年5月11日)

文書13 宿舎貸与申請書(平成28年5月18日)

文書14 合同宿舎の貸与について(平成28年5月23日)

文書15 合同宿舎の貸与について(平成28年6月7日)

文書16 合同宿舎の貸与について(平成28年6月8日)

文書17 合同宿舎の貸与について(平成28年6月17日)

文書18 宿舎貸与申請書(平成28年6月24日)

文書19 宿舎貸与申請書(平成28年6月27日)

文書20 合同宿舎の貸与について(平成28年6月27日)

文書 2 1 無料宿舎を貸与する職員の指定及び合同宿舎の貸与について (平成 2 8 年 6 月 2 9 日)

文書22 合同宿舎の貸与について(平成28年7月8日)

文書23 宿舎貸与状況の変更について(防人厚第12872号。28.

7.8)他1件

- 文書24 宿舎貸与申請書(再入居)(平成28年7月14日)
- 文書25 合同宿舎の貸与について(平成28年7月11日)
- 文書26 合同宿舎の貸与について(平成28年7月21日)1
- 文書27 合同宿舎の貸与について(平成28年7月21日)2
- 文書28 合同宿舎の貸与について(平成28年7月21日)3
- 文書29 宿舎貸与状況の変更について(防人厚第13469号。28.

## 7. 22)他1件

- 文書30 宿舎貸与申請書(平成28年7月25日)
- 文書31 合同宿舎の貸与について(平成28年7月26日)
- 文書32 宿舎貸与申請書(平成28年7月27日)
- 文書33 合同宿舎の貸与について(平成28年8月2日)
- 文書34 合同宿舎の貸与について(平成28年8月15日)
- 文書35 合同宿舎の貸与について(平成28年8月22日)
- 文書36 合同宿舎の貸与について(平成28年8月26日)
- 文書37 合同宿舎の貸与について(平成28年9月5日)
- 文書38 合同宿舎の貸与について(平成28年9月7日)
- 文書39 宿舎貸与申請書(平成28年9月9日)
- 文書40 合同宿舎の貸与について(平成28年9月14日)
- 文書41 合同宿舎の貸与について(平成28年9月16日)
- 文書42 合同宿舎の貸与について(平成28年10月4日)
- 文書43 合同宿舎の貸与について(平成28年10月28日)
- 文書44 宿舎貸与申請書(平成28年10月25日)
- 文書45 合同宿舎の貸与について(平成28年11月1日)
- 文書46 合同宿舎の貸与について(平成28年11月8日)
- 文書47 合同宿舎の貸与について(平成28年11月16日)
- 文書48 合同宿舎の貸与について(平成28年11月21日)
- 文書49 合同宿舎の貸与について(平成28年11月25日)1
- 文書50 合同宿舎の貸与について(平成28年11月25日)2
- 文書51 合同宿舎の貸与について(平成28年11月28日)
- 文書52 合同宿舎の貸与について(平成28年12月5日)
- 文書53 宿舎貸与申請書(平成28年12月7日)
- 文書54 合同宿舎の貸与について(平成28年12月9日)
- 文書55 合同宿舎の貸与について(平成28年12月21日)
- 文書56 合同宿舎の貸与について(平成29年1月18日)
- 文書57 合同宿舎の貸与について(平成29年1月23日)
- 文書58 合同宿舎の貸与について(平成29年1月24日)
- 文書59 合同宿舎の貸与について(平成29年2月8日)
- 文書60 合同宿舎の貸与について(平成29年2月20日)

- 文書61 合同宿舎の貸与について(平成29年2月28日)
- 文書62 合同宿舎の貸与について(平成29年3月1日)
- 文書63 宿舎貸与申請書(平成29年3月13日)
- 文書64 合同宿舎の貸与について(平成29年3月14日)
- 文書65 合同宿舎の貸与について(平成29年3月21日)
- 文書66 合同宿舎の貸与について(平成29年3月27日)
- 文書67 宿舎貸与申請書(平成29年3月24日)1
- 文書68 宿舎入居希望者について
- 文書69 合同宿舎の貸与について(平成29年3月27日)他1件
- 文書70 宿舎貸与申請書(平成29年3月24日)2
- 文書71 合同宿舎の貸与について(平成29年4月4日)
- 文書72 公務員宿舎明渡猶予申請(承認)書(平成28年7月1日)
- 文書 7 3 合同宿舎の損害賠償金の軽減について (防人厚第 2 2 8 5 号。 2 9 . 2 . 2 0 ) 他 2 件
- 文書74 合同宿舎損害賠償金の軽減について(関財東統7第2036号。 平成28年12月21日)
- 文書75 宿舎損害賠償金軽減申請(承認)書(平成28年8月25日)
- 文書 7 6 合同宿舎の損害賠償金の軽減について(防人厚第 1 4 5 1 8 号。 2 8 . 8 . 1 7) 他 6 件
- 文書 7 7 合同宿舎の損害賠償金の軽減について(防人厚第 1 3 8 2 7 号。 2 8 . 8 . 1) 他 3 件
- 文書 7 8 公務員宿舎の明渡猶予申請について(通知) (装官人第102 81号。28.7.15)他1件
- 文書 7 9 合同宿舎明渡し猶予の承認について(関財東統 7 第 8 9 6 号。 平成 2 8 年 5 月 1 3 日)他 2 件
- 文書80 公務員宿舎明渡猶予申請(承認)書(平成28年4月1日)
- 文書81 合同宿舎の明渡猶予について(防人厚第7570号。28.4. 7)他5件
- 文書82 宿舎貸与状況の変更について(防人厚第7569号。28.4. 7)他2件
- 文書83 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第8812号。2 8.4.26) (案文の1枚目を除く。) 他2件
- 文書84 宿舎使用料にかかる納入告知書発行依頼について(防人厚第8 814号。28.4.26)
- 文書85 宿舎貸与承認の取消について(防人厚第10349号。28. 5.27)
- 文書86 国庫歳入金払戻請求書について(防人厚第10937号。28. 6.7)

- 文書87 無料宿舎を貸与する職員の指定に係る協議について (防人厚第 11859号。28.6.22)他1件
- 文書88 合同宿舎不在届について(防人厚第11877号。28.6. 22)
- 文書89 納入告知書の発行について(依頼)(防人厚第13594号。 28.7.26)
- 文書90 納入告知書の送付先変更について(依頼) (防人厚第1587 2号。28.9.7) 他1件
- 文書91 国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の指定状況について (報告) (防人厚第15874号。28.9.7)
- 文書92 合同宿舎不在届について(防人厚第16786号。28.9. 28)
- 文書 9 3 納入告知書の発行停止について (依頼) (防人厚第 1 7 1 7 1 号。 2 8 . 1 0 . 3)
- 文書 9 4 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第 1 7 2 6 2 号。 2 8 . 1 0 . 4) 他 1 件
- 文書95 不在届(平成28年12月13日)
- 文書96 入居者の氏名変更について(事務連絡。29.1.30)
- 文書97 不在届(平成28年9月26日)
- 文書 9 8 配分決定宿舎の配分手続きについて (防人厚第 2 3 4 6 号。 2 9. 2. 2 8)
- 文書 9 9 合同宿舎模様替等工事要求について (防人厚第 2 5 6 9 号。 2 9. 3. 1) 他 1 件
- 文書 100 配分提示宿舎の継続配分手続きについて(防人厚第3473 号。29.3.21)
- 文書101 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分) (関財括4第343号。平成28年5月10日)
- 文書102 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分) (関財括4第397号。平成28年6月3日)
- 文書103 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分) (関財括4第493号。平成28年7月8日)
- 文書104 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分) (関財括4第542号。平成28年8月3日)
- 文書105 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分) (関財括4第584号。平成28年9月6日)
- 文書106 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分) (関財括4第638号。平成28年10月6日)

- 文書107 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分) (関財括4第673号。平成28年11月4日)
- 文書108 公務員宿舎損害賠償金軽減措置について(通知) (防医総厚第64号。29.1.16)

別表 (不開示とした部分及び理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	3枚目ないし14枚目のそ	個人に関する情報で
		れぞれ一部	あり、これを公にした
	文書3	3枚目ないし7枚目のそれ	場合、特定の個人を識
		ぞれ一部	別でき、又は特定の個
	文書 4	2枚目ないし10枚目のそ	人を識別することはで
		れぞれ一部	きないが、公にするこ
	文書 5	3枚目及び4枚目のそれぞ	とにより個人の権利利
		れ一部	益を害するおそれがあ
	文書 6	2枚目ないし6枚目及び8	ることから、法5条1
		枚目ないし10枚目のそれ	号に該当するため不開
		ぞれ一部	示とした。
	文書 7	3枚目ないし6枚目のそれ	
		ぞれ一部	
	文書8	2枚目及び4枚目ないし6	
		枚目のそれぞれ一部	
		7枚目及び8枚目のそれぞ	
		れ全て	
	文書 9	2枚目及び4枚目ないし6	
		枚目のそれぞれ一部(5枚	
		目の欄外の職名及び印影を	
		除く。)	
		7枚目及び8枚目のそれぞ	
		れ全て	
	文書 1 0	1枚目,3枚目及び4枚目	
		のそれぞれ一部(4枚目の	
		内線番号を除く。)	
	文書11	2枚目及び4枚目ないし7	
		枚目のそれぞれ一部(6枚	
		目及び7枚目のそれぞれ欄	
		外の職名及び印影を除	
		⟨ 。 )	
	文書 1 2	1枚目及び3枚目のそれぞ	
	文書 1 3	れ一部(欄外の職名及び印	
		影を除く。)	

	文書 1 4	2枚目, 4枚目, 6枚目,	
		7枚目,9枚目,10枚目	
		及び13枚目のそれぞれ一	
		部(13枚目の担当者名及	
		び内線番号を除く。)	
		11枚目及び12枚目のそ	
		れぞれ全て	
	文書 1 5	2枚目及び4枚目ないし6	
		枚目のそれぞれ一部(5枚	
		目の欄外の職名及び印影を	
		除く。)	
		7枚目の全て	
	文書 1 6	2枚目及び4枚目ないし6	
		枚目のそれぞれ一部(5枚	
		目の欄外の職名及び印影を	
		除く。)	
	文書 1 7	2枚目, 3枚目, 5枚目,	
		7枚目,8枚目及び11枚	
		目ないし14枚目のそれぞ	
		れ一部(8枚目の担当者	
		名、内線番号及びメールア	
		ドレスを除く。)	
		9枚目,10枚目,15枚	
		目及び16枚目のそれぞれ	
		全て	
	文書 1 8	1枚目及び3枚目のそれぞ	
		れ一部(欄外の職名及び印	
		影を除く。)	
	文書19	1枚目,3枚目,5枚目及	
		び7枚目のそれぞれ一部	
		(欄外の職名及び印影を除	
		< 。)	
	文書 2 0	2枚目, 4枚目, 6枚目,	
		8枚目,10枚目及び12	
		枚目ないし20枚目のそれ	
		ぞれ一部(14枚目及び1	

1		
	れぞれ欄外の職名及び印影	
	並びに15枚目の職名,担	
	当者名, 内線番号, FAX	
	番号(内線)及びメールア	
	ドレスを除く。)	
文書 2 1	2枚目, 3枚目, 5枚目,	
	6枚目,8枚目ないし15	
	枚目及び17枚目ないし1	
	9枚目のそれぞれ一部(5	
	枚目の担当者名及び印影並	
	びに15枚目、17枚目及	
	び18枚目のそれぞれ欄外	
	の職名及び印影を除く。)	
文書 2 2	2枚目, 3枚目, 5枚目及	
	び7枚目ないし9枚目のそ	
	れぞれ一部(7枚目の欄外	
	の職名及び印影を除く。)	
文書 2 3	2枚目ないし4枚目及び6	
	枚目ないし8枚目のそれぞ	
	れ一部	
文書 2 4	1枚目及び3枚目のそれぞ	
	れ一部	
文書 2 5	2枚目,3枚目,5枚目,	
入官 2 0	2枚日, 3枚日, 3枚日,   7枚目及び9枚目ないし1	
	3枚目のそれぞれ一部(9)	
	枚目, 12枚目及び13枚     目のそれぞれ欄外の職名及	
	び印影並びに10枚目の担	
	当者名,メールアドレス及	
	ヨ有名,メールノトレス及     び内線番号を除く。)	
女妻 9 <i>6</i>		
文書 2 6	2枚目, 3枚目, 5枚目, 7枚目及び2枚目の2枚目の2枚目の2枚目の2枚目の2枚目の2枚目の2枚目の2枚目の2枚目の	
	7枚目及び8枚目のそれぞ   n . m (7枚目及び8枚目のそれぞ	
	れ一部(7枚目及び8枚目	
	のそれぞれ欄外の職名及び	
**07	印影を除く。)	
文書 2 7	2枚目、4枚目及び6枚目	
	ないし9枚目のそれぞれ一	

	T
	部
	10枚目の全て
文書 2 8	2枚目,3枚目及び5枚目
	のそれぞれ一部(5枚目の
	欄外の職名及び印影を除
	⟨ 。 )
文書 2 9	2枚目ないし4枚目,6枚
	目及び7枚目のそれぞれ一
	部
文書 3 0	1枚目及び3枚目のそれぞ
	れ一部(欄外の職名及び印
	影を除く。)
文書 3 1	2枚目,3枚目,5枚目及
	び6枚目のそれぞれ一部
	(5枚目の欄外の職名及び
	印影を除く。)
文書 3 2	1枚目及び3枚目のそれぞ
	れ一部
文書 3 3	2枚目,3枚目及び5枚目
	のそれぞれ一部
文書 3 4	2枚目及び4枚目ないし7
	枚目のそれぞれ一部
文書 3 5	2枚目,3枚目,5枚目,
	7枚目及び9枚目ないし1
	2枚目のそれぞれ一部
文書 3 6	2枚目,3枚目及び5枚目
	のそれぞれ一部(5枚目の
	欄外の職名及び印影を除
	⟨ 。 )
文書 3 7	2枚目,3枚目,5枚目,
	7枚目及び8枚目のそれぞ
	れ一部
文書 3 8	2枚目,3枚目,5枚目,
	7枚目及び8枚目のそれぞ
	れ一部(7枚目の欄外の職
	名及び印影を除く。)
文書 3 9	1枚目,3枚目及び5枚目

	07 lo 71 lo +11
	のそれぞれ一部
	4枚目の全て
文書40	2枚目,3枚目及び5枚目
	のそれぞれ一部
文書 4 1	2枚目,3枚目及び5枚目
	ないし8枚目のそれぞれ一
	部 (5枚目の欄外の職名及
	び印影並びに6枚目及び7
	枚目のそれぞれ担当者名,
	メールアドレス、内線番号
	及びFAX番号を除く。)
文書 4 2	2枚目,3枚目,5枚目,
	6枚目及び8枚目のそれぞ
	れ一部
文書 4 3	2枚目,3枚目,5枚目,
	7枚目及び8枚目のそれぞ
	れ一部(7枚目及び8枚目
	のそれぞれ欄外の職名及び
	印影を除く。)
文書 4 4	1枚目の一部(欄外の職名
	及び印影を除く。)
文書 4 5	2枚目,3枚目,5枚目,
	6枚目及び8枚目のそれぞ
	れ一部(5枚目の欄外の職
	名及び印影並びに6枚目の
	担当者名、メールアドレ
	ス、内線番号及びFAX番
	号を除く。)
	9枚目の全て
文書 4 6	2枚目, 3枚目, 5枚目,
	7枚目及び8枚目のそれぞ
	れ一部(7枚目の欄外の職
	名及び印影を除く。)
文書 4 7	2枚目ないし4枚目,6枚
	目及び7枚目のそれぞれ一
	部
	8枚目の全て

文書48 2枚目,3枚目,5枚目のでいいで、			
(5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。)  文書49 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部  文書50及 2枚目,3枚目,5枚目及び文書51 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。)  文書52 2枚目,3枚目,5枚目ので の形を除く。)  文書52 2枚目,3枚目,5枚目ので の形を除く。)  文書53 1枚目の一級を開外の職名 大変に6枚目ので内線番 号を除る。)  文書53 1枚目の一部(欄外の職名 大変に6枚目ので内線番 大変に6枚目ので内線番 大変に6枚目ので内線番 大変に6枚目のである。)  文書53 1枚目の一部(個外の職名 大変に6枚目のである。)  文書54 2枚目,4枚目のである。)  文書55 2枚目,4枚目のであるである。)  文書55 2枚目,3枚目のぞれぞれ一部  文書57 2枚目のそれぞれ一部  文書57 2枚目の間外の職名及び (5枚目の欄外の職名及び (5枚目の間外の職名及び (5枚目の形と除く。)  文書58 2枚目,3枚目ので (5枚目の間外のであるといるのであるといるのである。)  文書59 2枚目,3枚目のであるにあるであるにあるである。)  文書59 2枚目,3枚目のそれぞれ一部  文書60 2枚目,3枚目のそれぞれ一部	文書4	8 2	2枚目, 3枚目, 5枚目及
中影を除く。)     文書49		7	ド6枚目のそれぞれ一部
文書49 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書50及 2枚目,3枚目,5枚目及び文書51 (5枚目のそれぞれ一部(5枚目の一部の職名及び印影を除く。) 文書52 (2枚目,3枚目,5枚目のでもかでは6枚目のでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの			(5枚目の欄外の職名及び
文書50及 2枚目,3枚目,5枚目及び文書51 で6枚目のそれぞれ一部(5枚目のそれぞれ一部(5枚目の研外の職名及び印影を除く。) 文書52 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のぞれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに6枚目の調外の職名と除く。) 文書53 1枚目の一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書54 2枚目,4枚目及び5枚目のぞれぞれ一部(5枚目の欄外の職名を除く。) 文書55 2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書56 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目のそれぞれ一部(5枚目のぞれぞれ一部) 文書57 2枚目,3枚目及び6枚目のぞれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目及び7枚目のそれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		F	7影を除く。)
文書50及 で 2 枚目、3 枚目、5 枚目及び文書51 で 6 枚目のそれぞれ一部(5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書52 2 枚目、3 枚目、5 枚目及び6 枚目の欄外の職名というではで 6 枚目の欄外の職名というではで 6 枚目の一部(5 枚目の一部)を除く。) 文書53 1 枚目の一部(5 枚目の欄外の職名を除く。) 文書54 2 枚目、4 枚目及び5 枚目のそれぞれ一部 文書56 2 枚目、3 枚目及び5 枚目のそれぞれ一部(5 枚目のぞれぞれ一部(5 枚目のぞれぞれ一部(5 枚目のぞれぞれ一部(5 枚目のぞれぞれ一部(5 枚目のぞれぞれ一部(5 枚目のぞれぞれ一部)文書58 2 枚目、3 枚目及び6 枚目のぞれぞれ一部)文書59 2 枚目、3 枚目、5 枚目のぞれぞれ一部)文書59 2 枚目、3 枚目、5 枚目のぞれぞれ一部)文書60 2 枚目、3 枚目、5 枚目のぞれぞれ一部	文書4	9 2	2枚目,3枚目及び5枚目
び文書51 び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書52 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目の概への職名と当者名,FAX番号及び向影並びに6枚目の調整を除く。) 文書53 1枚目の一部(欄外の職名を除く。) 文書54 2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書55 2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書56 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書57 2枚目,3枚目の形と除く。) 文書58 2枚目,3枚目の形の職名及び印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目のでもれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目及び7枚目のそれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目のそれぞれ一部		0,	)それぞれ一部
(5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書52 2枚目,3枚目,5枚目及 び6枚目のそれぞれ一及 の6枚目の欄外の職名と当番 名,FAX番号及び内線番 号を除く。) 文書53 1枚目の一部(欄外の職名 及び印影を除く。) 文書54 2枚目,4枚目及び5枚目 のそれぞれ一部(5枚目の 欄外の職名を除く。) 文書55 2枚目,4枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書56 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書57 2枚目,3枚目のぞれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び で6枚目の欄外の職名及び で6枚目のそれぞれ一部 文書58 2枚目,3枚目及び で7枚目ののである。) 文書58 2枚目,3枚目及び で7枚目ののである。) 文書59 2枚目,3枚目及び で7枚目ののである。) 文書59 2枚目,3枚目及び で7枚目ののである。) 文書59 2枚目,3枚目のであるである。) 文書59 2枚目,3枚目のそれぞれ一部	文書 5	0及 2	2枚目, 3枚目, 5枚目及
文書52 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに6枚目の担線番号を除く。) 文書53 1枚目の一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書54 2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目のそれぞれ一部) 文書55 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書57 2枚目,3枚目のぞれぞれ一部(5枚目のぞれぞれ一部(5枚目のぞれぞれ一部(5枚目のぞれぞれ一部) 文書58 2枚目,3枚目のぞれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目のでもでものぞれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目のでもでものぞれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目のそれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目のそれぞれ一部	び文書	5 1 C	が6枚目のそれぞれ一部
文書5 2 2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及 び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び内線番 号を除く。) 文書5 3 1 枚目の一部 (欄外の職名 及び印影を除く。) 文書5 4 2 枚目, 4 枚目及び5 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目のそれぞれ一部 文書5 6 2 枚目, 3 枚目及び5 枚目のそれぞれ一部 文書5 7 2 枚目, 3 枚目のぞれぞれ一部 (5 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書5 8 2 枚目, 3 枚目及び5 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書5 8 2 枚目, 3 枚目及び5 枚目のそれぞれ一部 文書5 9 2 枚目, 3 枚目のそれぞれ一部 文書6 0 2 枚目, 3 枚目, 5 枚目のそれぞれ一部 文書6 0 2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び6 枚目のそれぞれ一部			(5枚目の欄外の職名及び
び6枚目のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影並びに6枚目の担当者 名,FAX番号及び内線番 号を除く。) 文書53 1枚目の一部(欄外の職名 及び印影を除く。) 文書54 2枚目,4枚目及び5枚目 のそれぞれ一部(5枚目の 欄外の職名を除く。) 文書55 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書57 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び で6枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び で7枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書59 2枚目,3枚目及び で7枚目ないし10枚目の それぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目の それぞれ一部		É	7影を除く。)
(5枚目の欄外の職名及び 印影並びに6枚目の担当者 名,FAX番号及び内線番 号を除く。) 文書53 1枚目の一部(欄外の職名 及び印影を除く。) 文書54 2枚目,4枚目及び5枚目 のそれぞれ一部(5枚目の 欄外の職名を除く。) 文書55 2枚目,4枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書56 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書59 2枚目,3枚目及び で6枚目のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目のそれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目の で7枚目ないし10枚目の それぞれ一部	文書 5	2 2	2枚目, 3枚目, 5枚目及
印影並びに6枚目の担当者名, FAX番号及び内線番号を除く。) 文書53 1枚目の一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書54 2枚目, 4枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目のそれぞれ一部文書56 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目のそれぞれ一部(5枚目の間外の職名及び印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び6枚目のそれぞれ一部文書59 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部文書59 2枚目,3枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部文書60 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		7	が6枚目のそれぞれ一部
名, FAX番号及び内線番号を除く。)   文書53			(5枚目の欄外の職名及び
大書53		F	7影並びに6枚目の担当者
文書53 1枚目の一部(欄外の職名 及び印影を除く。) 文書54 2枚目,4枚目及び5枚目 のそれぞれ一部(5枚目の 欄外の職名を除く。) 文書55 2枚目,4枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書56 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書57 2枚目,3枚目,5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目の大も び7枚目ないし10枚目の それぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部		名	i, FAX番号及び内線番
文書54   2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目の機外の職名を除く。)   文書55   2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部   文書56   2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部   文書57   2枚目,3枚目の形を除く。)   文書58   2枚目,3枚目及び10枚目のそれぞれ一部   文書59   2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部   文書60   2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部   文書60   2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部   文書60   2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		Ę	けを除く。)
文書54 2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名を除く。) 文書55 2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書56 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書57 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目,5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	文書 5	3 1	枚目の一部(欄外の職名
のそれぞれ一部 (5枚目の 欄外の職名を除く。) 文書 5 5 2枚目, 4枚目及び 5枚目 のそれぞれ一部 文書 5 6 2枚目, 3枚目及び 5枚目 のそれぞれ一部 文書 5 7 2枚目, 3枚目, 5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書 5 8 2枚目, 3枚目及び 5枚目 のそれぞれ一部 文書 5 9 2枚目, 3枚目, 5枚目及 び7枚目ないし10枚目の それぞれ一部 文書 6 0 2枚目, 3枚目, 5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部		及	び印影を除く。)
横外の職名を除く。)  文書55 2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書56 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書57 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目,5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	文書 5	4 2	2枚目,4枚目及び5枚目
文書55   2枚目,4枚目及び5枚目のそれぞれ一部   文書56   2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部   文書57   2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び印影を除く。)   文書58   2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部   文書59   2枚目,3枚目,5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部   文書60   2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		0.	つそれぞれ一部 (5枚目の
文書56       2枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部         文書57       2枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。)         文書58       2枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部         文書59       2枚目、3枚目、5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部         文書60       2枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		相	外の職名を除く。)
文書 5 6 2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目 のそれぞれ一部     文書 5 7 2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び 印影を除く。)     文書 5 8 2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部     文書 5 9 2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目ないし10 枚目の それぞれ一部     文書 6 0 2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	文書 5	5 2	2枚目,4枚目及び5枚目
文書57       2枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。)         文書58       2枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部         文書59       2枚目、3枚目、5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部         文書60       2枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		Ø,	)それぞれ一部
文書57 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び5枚目のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目,5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	文書 5	6 2	2枚目,3枚目及び5枚目
び6枚目のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目,5枚目及 び7枚目ないし10枚目の それぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部		Ø,	)それぞれ一部
(5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書58 2枚目,3枚目及び5枚目 のそれぞれ一部 文書59 2枚目,3枚目,5枚目及 び7枚目ないし10枚目の それぞれ一部 文書60 2枚目,3枚目,5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部	文書 5	7 2	2枚目, 3枚目, 5枚目及
中影を除く。)文書582枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部文書592枚目、3枚目、5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部文書602枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		7	が6枚目のそれぞれ一部
文書582枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部文書592枚目、3枚目、5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部文書602枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部			(5枚目の欄外の職名及び
できるのそれぞれ一部文書592枚目、3枚目、5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部文書602枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部		F	7影を除く。)
文書592枚目、3枚目、5枚目及び7枚目ないし10枚目のそれぞれ一部文書602枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	文書 5	8 2	2枚目、3枚目及び5枚目
び7枚目ないし10枚目の それぞれ一部文書602枚目、3枚目、5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部		O,	)それぞれ一部
それぞれ一部文書602枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	文書 5	9 2	2枚目, 3枚目, 5枚目及
文書60 2枚目,3枚目,5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部		7	で7枚目ないし10枚目の
び6枚目のそれぞれ一部		7	れぞれ一部
	文書 6	0 2	2枚目, 3枚目, 5枚目及
(5枚目の欄外の職名及び		7	が6枚目のそれぞれ一部
			(5枚目の欄外の職名及び

文書61 2枚目,3枚目,5枚目及び7枚日の職名及び19を除く。) 文書62 2枚目,3枚目の一部	1		
び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部(7枚目の)を除く。) 文書62 2枚目,3枚目,5枚目,7枚目の職名及び8枚目のそれぞれ一部 文書63 1枚目,3枚目のが4枚目の。担当者名,次計算のでは10分割のでは10分			印影を除く。)
れぞれ一部(7枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書62 2枚目,3枚目,5枚目,7枚目及び8枚目の形態を除く。) 文書63 1枚目,3枚目及び4枚目の担当者名,内線番号を除く。) 文書64 2枚目,3枚目,5枚目の間別影を除く。) 文書65 2枚目,3枚目の職名及び印影を除く。) 文書65 2枚目,3枚目ので10をを除く。) 文書66 2枚目,3枚目のび10をを除く。) 文書66 2枚目,3枚目ので10を被目の形態を除く。) 文書67 1枚目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目の一部で10を表して、数目ので10を表して、如例で10を表して、如例で10を表して、如例で10を表して、如例で10を表して、如例で10を表して、如例で10を表して、如例で10を表して、如例で10を表して、如		文書 6 1	2枚目, 3枚目, 5枚目及
<ul> <li>○職名及び印影を除く。)</li> <li>文書62 2枚目、3枚目、5枚目、7枚目及び8枚目のそれぞれ一部</li> <li>文書63 1枚目、3枚目及び4枚目のそれぞれ一部(3枚目の担当者名,内線番号を除く。)</li> <li>文書64 2枚目、3枚目、5枚目及び6枚目の一部で記を除く。)</li> <li>文書65 2枚目、3枚目、5枚目のの欄外の職名及び印影を除く。)</li> <li>文書65 2枚目、3枚目及び7枚目ので10を入れぞれ一部(7枚目のび20を入れぞれ一部で10を入れぞれ一部で10を入れぞれのの形式を10を入れぞれのの形式を10を入れぞれのの形式を10を入れぞれのの形式を10を入れぞれのの形式を10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れで10を入れて10を入れて10を入れて10を入れて10を入れて10を入れて10を入れて10を入れで10を入れで10を入れて10を入れで10を入れて10を</li></ul>			び7枚目ないし9枚目のそ
文書62 2枚目,3枚目,5枚目,7枚目及び8枚目のそれぞれ一部  文書63 1枚目,3枚目及び4枚目のそれぞれ一部(3枚目の担当者名,内線番号を除く。)  文書64 2枚目,3枚目,5枚目の間外の職名及び6枚目の一部(5枚目の間外の職名及び10分割を除く。)  文書65 2枚目,3枚目,5枚目のび8枚目のぞれぞれ一の形を除く。)  文書66 2枚目,3枚目及び5枚目のが割り影がでいたでは、1枚目のでものでは、1枚目のでものでは、1枚目、1枚目、1枚目、1枚目、1枚目、1枚目、1枚目、1枚目、1枚目、1枚目			れぞれ一部(7枚目の欄外
7枚目及び8枚目のそれぞれ一部   文書63   1枚目、3枚目のそれぞれ一部   2枚目、3枚目の担当者名、内線不多除く。)   文書64   2枚目、3枚目、5枚目の間外の職名及び「10を除る」のでは、10を除る。   文書65   2枚目、3枚目、5枚目のび間影を除く。   文書66   2枚目、3枚目のでは、10を対して、10を対し、10を対して、10を対し、10を対し、10を対して、10を対して、10を対し、			の職名及び印影を除く。)
大書63		文書 6 2	2枚目, 3枚目, 5枚目,
文書63 1枚目,3枚目及び4枚目のそれぞれ一部(3枚目の担当者名,内線番号及びFAX番号を除く。) 文書64 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書65 2枚目,3枚目,5枚目のぞれぞれ一部(7枚目ので1の形を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のぞれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書67 1枚目の一部(5枚目の一部ので1の形がで1の形がで1の形がで1の形がで1の形がで1の形がで1の形がで1の形			7枚目及び8枚目のそれぞ
のそれぞれ一部 (3枚目の 担当者名,内線番号及びF AX番号を除く。) 文書64 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のでもれぞれ一及で印影を除く。) 文書65 2枚目,3枚目のでもれぞれ一般での形を除く。) 文書65 2枚目,3枚目のび8枚目のでもれぞれ一部でもないでもないでもないでもないでもないである。) 文書66 2枚目,3枚目のでもれ一部(5枚目のでおれるとのでは、3枚目、3枚目、3枚目、3枚目、3枚目、3枚目、3枚目、3枚目、3枚目、3枚目			れ一部
担当者名, 内線番号及びF AX番号を除く。) 文書64 2枚目, 3枚目, 5枚目及 び6枚目のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書65 2枚目, 3枚目, 5枚目及び 7枚目ののそれぞれ一部(7枚目及び 枚目のそれぞれ一部のそれぞれ一部(5枚目のそれぞれ一部(5枚目のそれぞれ一部(5枚目のので が印影並びに7枚目のので 者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目のいし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目, 3枚目及び5枚目 ないし7枚目のののでは、2、) 文書69 2枚目, 3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部 では、3枚目のでいたがより、 では、3枚目のでは、3枚目のでいたが、こ。) 文書69 2枚目, 3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部 では、3枚目のでも、2、) 文書69 2枚目, 3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部 文書70 1枚目, 3枚目, 5枚目, 7枚目, 9枚目, 11枚		文書 6 3	1枚目,3枚目及び4枚目
文書64   2枚目、3枚目、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。)   文書65   2枚目、3枚目、5枚目及び7枚目ないし9枚目のぞれぞれ一部(7枚目の形を除く。)   文書66   2枚目、3枚目及び5枚目ないし7枚目の欄外の職名及び印影を除く。)   文書67   1枚目の一部   文書68   1枚目の一部   文書68   1枚目の一部   文書69   2枚目、3枚目及び5枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。)   文書69   2枚目、3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部   大個目のそれぞれ一部   大個目のよりを表示されている。			のそれぞれ一部(3枚目の
文書64 2枚目,3枚目,5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。) 文書65 2枚目,3枚目,5枚目及び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部(7枚目及び8枚目のそれぞれ一部で記を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目の根外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし一部で表別である。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部のそれぞれ一部のそれぞれ一部のそれぞれ一部のそれぞれ一部			担当者名,内線番号及びF
び6枚目のそれぞれ一部 (5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書65 2枚目,3枚目,5枚目及 び7枚目ないし9枚目のぞれぞれ一部(7枚目及び8 枚目のそれぞれ欄外の職名 及び印影を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の根外の職名及び印影並びに7枚目のの担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし一部(方枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。)			AX番号を除く。)
(5枚目の欄外の職名及び 印影を除く。) 文書65 2枚目,3枚目,5枚目及 び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部(7枚目及び8 枚目のそれぞれ欄外の職名 及び印影を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の間外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。)		文書 6 4	2枚目, 3枚目, 5枚目及
文書65 2枚目,3枚目,5枚目及び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部(7枚目及び8枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 1枚目、3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部			び6枚目のそれぞれ一部
文書65 2枚目,3枚目,5枚目及び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部(7枚目及び8枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書70 1枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			(5枚目の欄外の職名及び
び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部(7枚目及び8枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目の一部 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書70 1枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			印影を除く。)
れぞれ一部 (7枚目及び8 枚目のそれぞれ欄外の職名 及び印影を除く。) 文書66 2枚目,3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一 部 (5枚目の欄外の職名及 び印影並びに7枚目の担当 者名及び内線番号を除 く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれ ぞれ一部 (内線番号を除 く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一 部 文書70 1枚目,3枚目,5枚目, 7枚目,9枚目,11枚		文書 6 5	2枚目, 3枚目, 5枚目及
枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)   文書66   2枚目、3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。)   文書67   1枚目の一部			び7枚目ないし9枚目のそ
及び印影を除く。)  文書66  2枚目,3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及 び印影並びに7枚目の担当 者名及び内線番号を除 く。)  文書67  1枚目の一部 文書68  1枚目ないし3枚目のそれ ぞれ一部(内線番号を除 く。)  文書69  2枚目,3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部  文書70  1枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			れぞれ一部(7枚目及び8
文書66 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部 文書70 1枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			枚目のそれぞれ欄外の職名
ないし7枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部 文書70 1枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			及び印影を除く。)
部 (5枚目の欄外の職名及び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部 文書70 1枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚		文書 6 6	2枚目,3枚目及び5枚目
び印影並びに7枚目の担当者名及び内線番号を除く。) 文書67 1枚目の一部 文書68 1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部 文書70 1枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			ないし7枚目のそれぞれ一
者名及び内線番号を除く。)文書671枚目の一部文書681枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。)文書692枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部文書701枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			部 (5枚目の欄外の職名及
文書671枚目の一部文書681枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。)文書692枚目、3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部文書701枚目、3枚目、5枚目、7枚目、9枚目、11枚目			び印影並びに7枚目の担当
文書671枚目の一部文書681枚目ないし3枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。)文書692枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部文書701枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			者名及び内線番号を除
文書68 1枚目ないし3枚目のそれ ぞれ一部(内線番号を除 く。) 文書69 2枚目,3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一 部 文書70 1枚目,3枚目,5枚目, 7枚目,9枚目,11枚			< 。)
ぞれ一部 (内線番号を除く。)文書692枚目,3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部文書701枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚		文書 6 7	1枚目の一部
文書692枚目、3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部文書701枚目、3枚目、5枚目、7枚目、9枚目、11枚		文書 6 8	1枚目ないし3枚目のそれ
文書692枚目、3枚目及び5枚目 ないし7枚目のそれぞれ一部文書701枚目、3枚目、5枚目、7枚目、9枚目、11枚			ぞれ一部(内線番号を除
ないし7枚目のそれぞれ一部文書701枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚			< ₀ )
部文書701枚目,3枚目,5枚目,7枚目,9枚目,11枚	-	文書 6 9	2枚目,3枚目及び5枚目
文書 7 0 1 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目, 1 1 枚			ないし7枚目のそれぞれ一
7枚目,9枚目,11枚			部
	<u> </u>	文書 7 0	1枚目, 3枚目, 5枚目,
目, 13枚目, 15枚目及			7枚目, 9枚目, 11枚
			目, 13枚目, 15枚目及

I	
	び17枚目のそれぞれ一部
	(欄外の職名及び印影を除
	<.)
文書 7 1	2枚目ないし7枚目、9枚
	目, 11枚目, 13枚目,
	15枚目,17枚目,19
	枚目, 21枚目, 23枚
	目, 25枚目, 27枚目,
	29枚目,31枚目,33
	枚目, 35枚目, 37枚
	目, 39枚目, 41枚目,
	43枚目,45枚目,47
	枚目, 49枚目, 51枚
	目, 53枚目, 55枚目,
	57枚目,59枚目,61
	枚目, 63枚目, 65枚
	目, 67枚目, 69枚目,
	71枚目,73枚目,75
	枚目, 77枚目, 79枚
	目, 81枚目, 83枚目,
	85枚目,87枚目,89
	枚目, 91枚目, 93枚
	目, 95枚目, 97枚目,
	99枚目,101枚目及び
	103枚目ないし150枚
	目のそれぞれ一部(55枚
	目の内線番号並びに103
	枚目ないし150枚目のそ
	れぞれ欄外の職名及び印影
	を除く。)
文書 7 2	1枚目及び2枚目のそれぞ
	れ一部
	3枚目ないし10枚目のそ
	れぞれ全て
文書 7 3	4枚目,9枚目及び10枚
	目のそれぞれ一部
	5枚目ないし7枚目及び1

	1枚目のそれぞれ全て
文書 7 4	2枚目及び4枚目のそれぞ
	れ一部
文書 7 5	1枚目,2枚目,6枚目な
	いし8枚目及び10枚目の
	それぞれ一部
	3枚目ないし5枚目及び9
	枚目のそれぞれ全て
文書 7 6	5枚目,8枚目ないし10
	枚目, 13枚目, 16枚
	目,18枚目,20枚目な
	いし25枚目,28枚目,
	30枚目,32枚目,33
	枚目, 36枚目, 37枚
	目, 39枚目ないし42枚
	目, 44枚目及び45枚目
	のそれぞれ一部(10枚
	目,22枚目及び25枚目
	のそれぞれ担当者名, 内線
	番号及びメールアドレス,
	18枚目及び30枚目のそ
	れぞれ担当者名並びに34
	枚目の内線番号を除く。)
	6枚目,14枚目,15枚
	目,17枚目及び29枚目
	のそれぞれ全て
文書 7 7	4枚目,7枚目,8枚目及
	び11枚目ないし13枚目
	のそれぞれ一部(13枚目
	の担当者名,内線番号及び
	メールアドレスを除く。)
	5枚目の全て
文書 7 8	2枚目, 3枚目, 5枚目,
	6枚目及び10枚目のそれ
	ぞれ一部
	7枚目及び8枚目のそれぞ
	れ全て
	I

文書 7 9	2枚目,3枚目,6枚目,	
	7枚目,9枚目及び12枚	
	目のそれぞれ一部	
	4枚目,5枚目,10枚目	
	及び11枚目のそれぞれ全	
	て	
文書80	1枚目ないし4枚目及び8	
	枚目ないし10枚目のそれ	
	ぞれ一部(2枚目の担当者	
	名を除く。)	
	5枚目ないし7枚目及び1	
	1枚目のそれぞれ全て	
文書81	5枚目,9枚目,10枚目	
	12枚目,13枚目,16	
	枚目, 18枚目, 24枚目	
	ないし27枚目,30枚	
	目,32枚目及び35枚目	
	ないし38枚目のそれぞれ	
	一部(9枚目の担当者名を	
	除く。)	
	6枚目ないし8枚目,17	
	枚目, 19枚目ないし22	
	枚目,31枚目及び33枚	
	目のそれぞれ全て	
文書82	2枚目ないし4枚目,6枚	
	目及び8枚目のそれぞれ一	
	部	
文書83	3枚目,5枚目,13枚	
	目, 14枚目, 16枚目及	
	び17枚目のそれぞれ一部	
	4枚目,6枚目ないし12	
	枚目及び15枚目のそれぞ	
	れ全て	
文書84	2枚目ないし4枚目のそれ	
	ぞれ一部	
文書85	2枚目及び3枚目のそれぞ	
	れ一部	

	1	T	
	文書86	4枚目ないし9枚目及び1	
		1枚目ないし13枚目のそ	
		れぞれ一部	
	文書88	3枚目,5枚目,6枚目,	
		8枚目及び9枚目のそれぞ	
		れ一部(6枚目の担当者名	
		及びFAX番号を除く。)	
	文書89	2枚目ないし4枚目のそれ	
		ぞれ一部	
	文書 9 0	3枚目ないし6枚目のそれ	
		ぞれ一部	
	文書 9 2	4枚目の一部	
	文書 9 3	2枚目ないし4枚目のそれ	
		ぞれ一部	
	文書 9 4	4枚目、12枚目及び13	
		枚目のそれぞれ一部	
		5枚目ないし11枚目のそ	
		れぞれ全て	
	文書 9 5	1枚目及び2枚目のそれぞ	
		れ一部(2枚目の担当者名	
		を除く。)	
	文書 9 6	1枚目及び3枚目のそれぞ	
		れ一部	
		2枚目の全て	
	文書 9 7	1枚目の一部	
	文書 9 8	4枚目及び6枚目のそれぞ	
		れ一部(4枚目の担当者名	
		及び内線番号を除く。)	
	文書 9 9	4枚目,6枚目及び7枚目	
		のそれぞれ一部	
		5枚目の全て	
	文書108	1枚目の一部	
2	文書2	1枚目及び15枚目のそれ	個人に関する情報で
		ぞれ一部(1枚目の連絡先	あり、これを公にした
		を除く。)	場合、特定の個人を識
	文書3	1枚目及び2枚目のそれぞ	
		れ一部(1枚目の連絡先及	人を識別することはで

	び2枚目の内線番号を除
	⟨∘⟩
文書 4	1枚目及び11枚目のそれ
	ぞれ一部(1枚目の連絡先
	を除く。)
文書 5	1枚目及び2枚目のそれぞ
	れ一部(1枚目の連絡先及
	び2枚目の内線番号を除
	⟨∘⟩
文書 6	1枚目及び11枚目のそれ
	ぞれ一部(1枚目の連絡先
	を除く。)
文書7	1枚目及び7枚目のそれぞ
	れ一部(1枚目の連絡先を
	除く。)
文書8	1枚目の一部(連絡先を除
	⟨ 。 )
文書 9	1枚目の連絡先を除く一部
	並びに5枚目の欄外の職名
	及び印影
文書 1 1	1 枚目の連絡先を除く一部
	並びに6枚目及び7枚目の
	それぞれ欄外の職名及び印
	影
文書12及	1枚目及び3枚目のそれぞ
び文書13	れ欄外の職名及び印影
文書 1 4	1枚目の連絡先を除く一部
	及び13枚目の担当者名
文書15及	1枚目の連絡先を除く一部
び文書 1 6	並びに5枚目の欄外の職名
1	及び印影
文書 1 7	1枚目の連絡先を除く一部
1. +	及び8枚目の担当者名
文書 1 8	1枚目及び3枚目のそれぞ
,	れ欄外の職名及び印影
文書 1 9	1枚目, 3枚目, 5枚目及
	び7枚目のそれぞれ欄外の

	T T		
		職名及び印影	
文	(書20	1枚目の連絡先を除く一	
		部, 14枚目及び16枚目	
		ないし20枚目のそれぞれ	
		欄外の職名及び印影並びに	
		15枚目の職名及び担当者	
		名	
文	[書21]	1枚目の連絡先を除く一	
		部, 5枚目の担当者名及び	
		印影, 15枚目, 17枚目	
		及び18枚目のそれぞれ欄	
		外の職名及び印影並びに1	
		6枚目の内線番号を除く一	
		部	
文	[書22]	1枚目の連絡先を除く一部	
		及び7枚目の欄外の職名及	
		び印影	
文	[書23	1枚目の一部(連絡先を除	
	<b>,</b> , , ,	<.)	
文	[書25]	1 枚目の連絡先を除く一	
		部, 9枚目, 12枚目及び	
		13枚目のそれぞれ欄外の	
		職名及び印影並びに10枚	
		目の担当者名	
マ	[書26	1枚目の連絡先を除く一部	
		並びに7枚目及び8枚目の	
		それぞれ欄外の職名及び印	
		影	
\\	[書27	 1枚目の一部(連絡先を除	
	\ = 1 '	く。)	
4	[書28	<u>、。</u> 1枚目の連絡先を除く一部	
	<b>\</b> = <b>1</b> 0	並びに5枚目の欄外の職名	
		及び印影	
<del>- \+</del>	[書29	1枚目の一部(連絡先を除	
	マログ 日 日 日	1 仪日の一部(連船元を除く。)	
	で書って		
	【書30	1枚目及び3枚目のそれぞれ関係の際を及び印象	
		れ欄外の職名及び印影	

1	T	
文書 3 1	1枚目の連絡先を除く一部	
	並びに5枚目の欄外の職名	
	及び印影	
文書33な	1枚目の一部(連絡先を除	
いし文書3	<.)	
5		
文書 3 6	1枚目の連絡先を除く一部	
	並びに5枚目の欄外の職名	
	及び印影	
文書 3 7	1枚目の一部(連絡先を除	
	⟨ 。 )	
文書38	1枚目の連絡先を除く一部	
	並びに7枚目の欄外の職名	
	及び印影	
文書 4 0	1枚目の一部(連絡先を除	
	⟨ 。 )	
文書 4 1	1枚目の連絡先を除く一	
	部, 5枚目の欄外の職名及	
	び印影並びに6枚目及び7	
	枚目のそれぞれ担当者名	
文書 4 2	1枚目の一部(連絡先を除	
	⟨。)	
文書 4 3	1枚目の連絡先を除く一部	
	並びに7枚目及び8枚目の	
	それぞれ欄外の職名及び印	
	影	
文書 4 4	1枚目の欄外の職名及び印	
	影	
文書 4 5	1枚目の連絡先を除く一	
	部, 5枚目の欄外の職名及	
	び印影並びに6枚目及び7	
	枚目のそれぞれ担当者名	
文書 4 6	1枚目の連絡先を除く一部	
	並びに7枚目の欄外の職名	
	及び印影	
文書 4 7	1枚目の一部(連絡先を除	
	⟨ 。 )	

文書 4 8	1 枚目の連絡先を除く一部
	並びに5枚目の欄外の職名
	及び印影
文書 4 9	1枚目の一部(連絡先を除
	< 。 )
文書50及	1枚目の連絡先を除く一部
び文書51	並びに5枚目の欄外の職名
	及び印影
文書 5 2	1枚目の連絡先を除く一
	部, 5枚目の欄外の職名及
	び印影並びに6枚目の担当
	者名
文書 5 3	1枚目の欄外の職名及び印
	影
文書 5 4	1枚目の連絡先を除く一部
	及び5枚目の欄外の職名
文書55及	1枚目の一部(連絡先を除
び文書 5 6	< ₀ )
文書 5 7	1枚目の連絡先を除く一部
	及び5枚目の欄外の職名及
	び印影
文書 5 8	1枚目の一部(連絡先を除
	< ₀ )
文書 5 9	1枚目の連絡先を除く一部
	及び4枚目の担当者名
文書60	1枚目の連絡先を除く一部
	並びに5枚目の欄外の職名
	及び印影
文書 6 1	1枚目の連絡先を除く一部
	並びに7枚目の欄外の職名
	及び印影
文書 6 2	1枚目の一部(連絡先を除
	< 。 )
文書 6 3	3枚目の担当者名
文書 6 4	1枚目の連絡先を除く一部
	並びに5枚目の欄外の職名
	及び印影
 I	

文書	6 5	1枚目の連絡先を除く一部	
		並びに7枚目及び8枚目の	
		それぞれ欄外の職名及び印	
		影	
文書	6 6	1枚目の連絡先を除く一	
		部, 5枚目の欄外の職名及	
		び印影並びに7枚目の担当	
		者名	
文書	6 9	1枚目の一部(連絡先を除	
		⟨ 。 )	
文書	7 0	1枚目,3枚目,5枚目,	
		7枚目, 9枚目, 11枚	
		目,13枚目,15枚目及	
		び17枚目のそれぞれ欄外	
		の職名及び印影	
文書	7 1	1 枚目の連絡先を除く一部	
		並びに103枚目ないし1	
		50枚目のそれぞれ欄外の	
		職名及び印影	
文書	7 3	1枚目の一部(連絡先を除	
		<. )	
文書	7 6	1枚目の連絡先を除く一部	
		並びに10枚目, 18枚	
		目, 22枚目, 25枚目及	
		び30枚目のそれぞれ担当	
		者名	
文書	7 7	1枚目の連絡先を除く一部	
-t=	0.0	及び13枚目の担当者名	
文書		2枚目の担当者名	
文書	8 1	1 枚目の連絡先を除く一部	
,		及び9枚目の担当者名	
	82な	1 枚目の一部(連絡先を除	
	文書8	( , )	
7			
文書	8 8	1枚目の一部及び6枚目の	
		担当者名	
文書	8 9	1枚目の一部(連絡先を除	

		⟨ 。 )	
	文書90	1枚目の一部	
	文書 9 1	1枚目の一部(連絡先を除	
		⟨ 。 )	
	文書 9 2	1枚目の一部	
	文書93及	1枚目の一部(連絡先を除	
	び文書94	⟨ 。 )	
	文書 9 5	2枚目の担当者名	
	文書 9 8	1枚目の連絡先を除く一部	
		並びに4枚目及び5枚目の	
		それぞれ担当者名	
	文書 9 9	1枚目の一部(連絡先を除	
		⟨ 。 )	
	文書100	1枚目の連絡先を除く一部	
		並びに3枚目、8枚目及び	
		11枚目のそれぞれ担当者	
		名	
	文書101	1枚目の一部	
	ないし文書		
	1 0 7		
3	文書 2	1枚目の連絡先	国の機関が行う事務
	文書3	1枚目の連絡先及び2枚目	に関する情報であっ
		の内線番号	て、公にすることによ
	文書4	1枚目の連絡先	り、偽計等の対象とさ
	文書 5	1枚目の連絡先及び2枚目	れ、緊急時あるいは必要なないは必要ないは必要ない。
		の内線番号	要な部外との連絡・調整に大阪なままれる
	文書6ない	1枚目の連絡先	整に支障を来たすな
	し文書9		と、国の機関の事務の 第二次第二次
	文書10	4枚目の内線番号	適正な遂行に支障を及
	文書 1 1	1枚目の連絡先	ぼすおそれがあること
	文書 1 4	1枚目の連絡先, 5枚目の	から, 法 5 条 6 号柱書 きに該当するため不開
		一部及び13枚目の内線番	一示とした。
		号 2000年	1, C 0/Co
	文書15及	1枚目の連絡先	
	び文書 1 6		
	文書 1 7	1枚目の連絡先並びに8枚	
		目の内線番号及びメールア	

<u> </u>		
		ドレス
	文書20	1枚目の連絡先並びに15
		枚目の内線番号,FAX番
		号(内線)及びメールアド
		レス
	文書 2 1	1枚目の連絡先及び16枚
		目の内線番号
	文書22及	1枚目の連絡先
	び文書 2 3	
	文書 2 5	1枚目の連絡先並びに10
		枚目のメールアドレス及び
		内線番号
	文書26な	1枚目の連絡先
	いし文書2	
	9, 文書3	
	1, 文書3	
	3ないし文	
	書38及び	
	文書40	
	文書 4 1	1枚目の連絡先並びに6枚
		目及び7枚目のそれぞれメ
		ールアドレス,内線番号及
		びFAX番号
	文書42及	1枚目の連絡先
	び文書43	
	文書 4 5	1枚目の連絡先並びに6枚
		目及び7枚目のそれぞれメ
		ールアドレス,内線番号及
		びFAX番号
	文書46な	
	いし文書5	
	1	
	文書 5 2	1枚目の連絡先並びに6枚
		目のFAX番号及び内線番
		号
	文書54な	1枚目の連絡先
	いし文書5	

8		
文書 5 9	1枚目の連絡先及び4枚目	
	のFAX番号	
文書60な	1枚目の連絡先	
いし文書6		
2		
文書 6 3	3枚目の内線番号及びFA	
	X番号	
文書64及	1枚目の連絡先	
び文書65		
文書 6 6	1枚目の連絡先及び7枚目	
	の内線番号	
文書 6 8	1枚目ないし3枚目のそれ	
	ぞれ内線番号	
文書 6 9	1枚目の連絡先	
文書 7 1	1枚目の連絡先及び55枚	
	目の内線番号	
文書 7 3	1枚目の連絡先	
文書 7 6	1枚目の連絡先,10枚	
	目,22枚目及び25枚目	
	のそれぞれ内線番号及びメ	
	ールアドレス並びに34枚	
	目の内線番号	
文書 7 7	1枚目の連絡先並びに13	
	枚目の内線番号及びメール	
	アドレス	
文書81な	1枚目の連絡先	
いし文書8		
7		
文書88	6枚目のFAX番号	
文書89,	1枚目の連絡先	
文書91,		
文書93及		
び文書 9 4		
文書 9 8	1枚目の連絡先,4枚目の	
	内線番号及び5枚目のメー	
	ルアドレス	
 		·

	文書 9 9	1枚目の連絡先	
	文書100	1枚目の連絡先,3枚目及	
		び8枚目のそれぞれ内線番	
		号並びに11枚目のメール	
		アドレス	
4	文書87	5枚目の一部	個人に関する情報で
	文書 9 1	4枚目及び5枚目のそれぞ	あり、これを公にした
		れ一部	場合、特定の個人を識
			別でき,又は特定の個
			人を識別することはで
			きないが, 公にするこ
			とにより個人の権利利
			益を害するおそれがあ
			るとともに,無料宿舎
			対象者に係る情報であ
			り、自衛隊の緊急参集
			態勢が推察され、防衛
			省・自衛隊の任務の効
			果的な遂行に支障を生
			じさせるおそれがある
			ことから、法5条1号
			及び3号に該当するた
			め不開示とした。